

空家等対策計画策定業務仕様書

空家等対策計画策定業務の委託（以下「委託業務」という。）については、契約書その他、別に定めるものを除いて、この仕様書に定めるところによる。

1 委託業務名

空家等対策計画策定業務

2 事業目的

近年、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが状態である住宅その他の建築物又はこれに付属する工作物及びその敷地の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下等多岐にわたる問題を生じているものがあり、今後、空家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところである。

本業務は、空家等実態把握調査で確認した空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を策定するとともに、計画推進体制を整備することで、総合的かつ計画的に対策を行うことを図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日 ～ 令和2年3月31日（火）

4 委託業務内容

① 空家等利活用施策の提案

本町の特長（行政規模、相次いで中規模な開発が実施されている状況、空家等実態把握調査結果の動向）にあった、空家等利活用施策及び、他市町村で取り組まれており、本町でも適用可能と考えられる、長屋やマンション空室の有効活用に係る施策を積極的に提案し、その初期運営を行う。

② パブリックコメントの取りまとめ及び方針案の作成

島本町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、空家等対策計画案に係るパブリックコメントを実施するにあたり、住民等から提出された意見を取りまとめるとともに、それに対する町の方針案を発注者と協議し、作成する。

③ 空家等対策計画の策定

各種統計データ及び空家等実態把握調査結果を分析し、課題を整理するとともに、上記①②を反映し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を策定する。

④ 空家等対策協議会（仮称）の設立準備等に係る事務

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会の設立に向け、近隣市町村の事例を収集し、委員構成等の提案を行うとともに、条例・規則・要綱案の作成を行う。また、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に基づく措置を実施するための各種様式案等を作成する。

⑤ その他一般的事項

本町と受託者で協議を行った際は、議事録を作成し、その都度提出すること。

※上記①～⑤の内容以外に独自の企画があれば提案すること。

5 成果品

業務実施報告書（本事業で作成した各種原稿データ、パブリックコメント資料等）・・・1部

空家等対策計画（A4印刷製本）・・・50部

空家等対策計画概要版（A3両面）・・・50部

上記電子データ（CD-ROM）

6 留意事項

- ・本業務により作成された成果物等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- ・業務の執行に際しての疑義が生じた場合は、その都度、協議を行うこと。
- ・事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等、経費にかかる書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておくこと。